

瀬谷第二小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月4日策定

令和2年3月4日改定

令和5年3月6日改訂

令和6年4月8日改訂

1 いじめ防止に向けた本校の考え

① いじめの定義（いじめ防止対策推進法…平成25年法律第71号 第一章総則 定義 第二条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめ防止等に向けての本校の基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、温かい人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見しながら互いに認め合い、自己実現を目指して成長する。いじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものである。

本校では、いじめは、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であるものとしてとらえる。特定の子どもの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。いじめのない子ども社会を実現するために、学校、保護者、地域などがそれぞれの役割を自覚し活動する必要があるとともに、子ども自身がいじめを許さない子ども社会の実現に努めていく。

2 いじめ防止対策委員会の設置

本校においては、「瀬谷第二小学校いじめ防止対策委員会」を常設し、以下のように活動する。

① 構成

- ・校長、副校長、児童支援専任、主幹教諭、教務主任、学年主任、養護教諭等
必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉等の専門家

② 運営

- ・月1回定期的に開催し、いじめの未然防止、子どもの状況の報告、共通理解を図る場とする。
- ・いじめの疑いがある段階で、本委員会を開催する。
- ・校長は組織的に対応方針を決定し、進捗の管理を行う。また、会議録を作成・保管を行う。

③ 活動内容

○未然防止

- ・いじめ防止に関する教職員の資質向上に必要な研修や措置を計画的・継続的に実施する。
- ・一人で抱え込まずに、様々な課題に対して複数で対応できる教職員同士の関係づくりを推進する。
- ・必要に応じて区役所・児童相談所・警察・病院等、外部機関を活用した事業の計画を行う。
- ・瀬谷第二小学校いじめ防止対策基本方針及び、いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

○早期発見・事案対処

- ・月1回の定例会では、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。また解消に向けて取り組んでいるいじめ事案の進捗状況について報告・検討する。

- ・教職員が相談を受けたり外部からの情報が提供されたりして、いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合は、児童支援専任が集約し、本委員会の臨時開催を校長に具申する。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に決定し、実施していく。
- ・いじめ事案に対する情報収集・記録はすべて本委員会として行う。

○取り組みの検証

- ・年度末、または必要に応じて、本いじめ防止対策基本方針に基づく年間の取り組みを点検・検証し、次年度または即時の本方針の見直し及び修正を行う。

3 いじめの未然防止～早期発見・事案対処の具体的な方法

(1) いじめの未然防止

- ・体験活動を通して、いろいろな人とのふれあいの中で自他への思いやりを育てる。
- ・全教育活動において、人権教育、道徳教育を推進し、豊かな心を育てる。
- ・児童が安全で安心して学校生活を送り、自己有用感を感じられるような学校風土をつくる。（ペア学年活動の推進等）
- ・自分の思いを発信したり友達の思いを受け止めたりすることができる温かな人間関係に基づいた学級経営を充実させる。
- ・「できた」「わかった」と実感できる授業づくりを推進する。
- ・児童が主体的に取り組むことが出来る行事や特別活動を通して、児童の自己有用感を醸成する。
- ・インターネットを介したいじめを未然に防止するため、児童への情報モラル教育を実施するとともに、保護者啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめの定義理解を含む研修をし、教職員のいじめに対する感性を高める。
- ・YP アセスメントを年間2回実施し、支援を要する児童を組織的に共有し、積極的な支援や継続的な見守りを行う。
- ・日頃から児童の言動に注目し、いじめを見逃さない教職員の体制をつくる。
- ・児童が安心して相談できる機会や窓口を設ける。
- ・保護者との連携を密にし、情報の共有を図る。
- ・いじめ解決のための生活アンケートを児童に対し実施し、早期発見に努める。
- ・速やかに正確な情報収集を行い、全職員で情報を共有して、指導にあたる。
- ・関係児童、保護者の支援と当該児童、保護者への指導を慎重にすすめるとともに、状況によっては関係機関や専門機関との連携を図る。
- ・学校説明会、まちとともに歩む学校づくり懇話会、主任児童委員との会等では、保護者や地域への啓発活動を行うとともに、情報収集の機会とする。

(3) いじめに対する措置～いじめ防止対策委員会による組織的な対応

- ・当該児童及び保護者に、「いじめから絶対守り抜く」という学校の姿勢を伝え、寄り添いながらいじめ解消までの方針・方策・経過を説明し、支える。
- ・いじめ防止対策委員会を中心に組織的な対応をする。
- ・速やかに正確な情報収集を行い、全職員で情報を共有し指導にあたる。
- ・当該児童、保護者の支援と関係児童、保護者への指導・支援を慎重に進めるとともに、状況により関連機関や専門機関との連携も図る。

(4) いじめの解消

いじめの解消は、児童や保護者からの申告だけでなく、教職員による組織的な行動観察や情報収集に基づき、総合的に判断する。基本的には次の2つを満たしたとき、「いじめが解消した」とする。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月を目安に止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 具体的な教職員研修

- ・特別支援委員会の一環として、様々な課題を抱える児童に対する理解を深める研修を行う。
- ・児童指導委員会が中心となり、いじめの定義の再確認、いじめ未然防止、いじめ早期発見、早期対応についての研修を行う。

(6) 地域との連携

- ・「まちとともに歩む学校づくり懇話会」を通じて、いじめ問題に関する情報共有を行い、今後の具体的な方策と検討を行う。

(7) 取り組みの年間計画

月	取組内容（各月）	取組内容（年間）
4・5	学年引き継ぎ会（情報交換）。学級懇談会・個人面談等での情報収集、保護者との連携。 連休明けの適応指導、必要に応じた教育相談。連休明けの変化等を確認。遠足・宿泊体験に向けての配慮児童への対応等。 いじめ解決のための生活アンケート（記名式）・教育相談実施（1回目）の実施。	・道徳、各教科等を通じていじめ防止基本方針の推進と改善に努める。 ・日常生活や行事等における適応状況を把握した上での指導と支援 ・いじめ防止対策委員会 （月1回・随時）
6・7 夏季休業	YPアセスメント（1回目）、支援検討会（1回目）の実施。個人面談（教育相談）の実施。夏季休業中には、特別支援に関する職員研修、児童指導、いじめ防止に関する職員研修、人権教育に関する職員研修の実施。よこはま子ども会議(中学校ブロック・区)。 非行防止サミット。「考えよう やってよいこと 悪いこと教室Ⅰ」（サイバー犯罪防止教室・万引き防止教室）の実施。SOSの出し方プログラムの実施①	・いじめ認知報告書提出 （月1回） ・小中ブロック会議 （5月・9月・1月） ・健全育成協議会 （6月・2月） ・中学校ブロック専任会 （月1回）
9・10	長期休業明けの適応指導、必要に応じた教育相談。休み明けの変化等を確認。運動会に向けての配慮児童への対応等。	
11・12	人権週間活動、個人面談（教育相談）実施。いじめ解決のための生活アンケート・教育相談（2回目）の実施。 YPアセスメント（2回目）、支援検討会（2回目）の実施。SOSの出し方プログラムの実施②	
1・2・3	卒業・進級に向けた指導。児童の情報の整理と引継ぎ。 「学校いじめ防止基本方針」の検証。 非行防止サミット。「考えよう やってよいこと 悪いこと教室Ⅱ 6年生」（薬物乱用防止教室）の実施。	

【YP アセスメント】…児童へのアンケートによるデータと学級風土チェックリストをもとに、学年研の時間を活用して複数の教職員が参加して支援検討会を行う。

児童の社会的スキルの育成状況を把握し、実態に応じて必要な指導プログラムを検討・実行していくことで、安心して過ごせる居場所づくり、いじめが起きにくい学級・学校風土づくりを行い、未然防止を目指す。

【携帯電話教室】…企業協力による「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施。児童、保護者、教職員が携帯電話等の安全な使い方とマナーに関する理解を深め、いじめなどのトラブルに巻き込まれないための情報モラルを身に付ける。

4 重大事態への対処

次のような事態が発生したときは、重大事態が発生したものとみなし、報告・調査する。

- (1) 法第28条第1項第1号の「生命、心身又は、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき」
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- (2) 法第28条第1項2号「相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認められたとき」
 - ・年間30日を目安とするが、状況や状態等、個々のケースを十分検討する。
- (3) 児童や保護者から、いじめられて上記のような重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

本校いじめ防止対策委員会は、年度末、または必要に応じて、年1回以上、本いじめ防止対策基本方針に基づく年間の取組を点検・検証し、次年度または即時の本方針の見直し及び修正を行う。